

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	倉吉市 子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取県倉吉市長

公表日

令和6年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届出書に関する確認事務 ②入所要件の確認に関する事務 ③支給認定に関する事務 ④利用者負担額算定に関する各種情報の照会事務 ⑤利用者負担額の収納、滞納整理 ※①はサービス検索・電子申請機能での受領を含む。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)子ども・子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番9、127 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条及び第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条(照会) 主務省令第2条の表 155の項(提供) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市総務部総務課 Tel 0858-22-8111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 倉吉市健康福祉部子ども家庭課 Tel 0858-22-8100

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月23日	I-1-③	子ども・子育て支援システム、中間サーバ、統合宛名システム	子ども・子育て支援システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	事前	
平成28年9月23日	I-2	子ども・子育て支援情報ファイル	(1)宛名特定個人情報ファイル (2)子ども・子育て支援情報ファイル	事前	
平成28年9月23日	I-4	実施しない	実施する	事前	
平成28年9月23日	I-5	子ども家庭課長 鶴沼公子	子ども家庭課長	事後	
令和1年6月26日	I-5-①	福祉保健部子ども家庭課	健康福祉部子ども家庭課	事後	
令和1年6月26日	I-8	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市福祉保健部子ども家庭課 Tel. 0858-22-8100	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市健康福祉部子ども家庭課 Tel. 0858-22-8100	事後	
令和1年6月26日	II-1	平成30年3月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II-2	平成30年3月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IV	記載なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う追加
令和3年3月19日	I-8	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市健康福祉部子ども家庭課 Tel. 0858-22-8100	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 倉吉市健康福祉部子ども家庭課	事後	
令和3年9月17日	I-4-②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年2月3日	I-1-②	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次に掲げる事務の処理に関して個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で利用する。 ①申請書や届出書に関する確認事務 ②入所要件の確認に関する事務 ③支給認定に関する事務 ④利用者負担額算定に関する各種情報の照会事務 ⑤利用者負担額の収納、滞納整理	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届出書に関する確認事務 ②入所要件の確認に関する事務 ③支給認定に関する事務 ④利用者負担額算定に関する各種情報の照会事務 ⑤利用者負担額の収納、滞納整理 ※①はサービス検索・電子申請機能での受領を含む。	事前	
令和5年2月3日	I-1-③	子ども・子育て支援システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	子ども・子育て支援システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和6年9月2日	I-3	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一 項番8、94	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番9、127 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条及び第68条	事後	
令和6年9月2日	I-4-②	番号法第19条第8号 (照会) 別表第二 項番116 (提供) なし	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条(照会) 主務省令第2条の表 155の項(提供) なし	事後	
令和6年9月2日	II-1、II-2	令和1年6月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	